

秋田県地域医療対策協議会医師配置調整部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる修学資金等貸与医師を、各人の資質・志向及び県内医療提供体制の実情に応じて適切な医療機関に配置するため、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）に設置する医師配置調整部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 次の修学資金等の貸与を受けた医師（医学生修学資金の貸与を受けた医師については、平成19年12月28日以降、貸与が開始される者に限る。）の就業先医療機関の知事の指定に関する事項
 - ア 医学生修学資金
 - イ 大学院生修学資金
 - ウ 臨床研修医研修資金
 - エ 専門研修医研修資金
- (2) その他、修学資金等貸与医師の配置調整に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会に属すべき委員は、次に掲げる組織を母体とする協議会委員の中から、協議会長が指名する。

- (1) 秋田大学医学部
 - (2) 秋田県医師会
 - (3) 秋田県病院協会
- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
 - 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を行う。

(任期)

第4条 部会の委員の任期は、協議会委員としての任期に準ずる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて協議会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

- 4 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長は必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。
- 6 部会の決議は、あらかじめ協議会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(議事録)

第6条 部会長は、議事録を作成しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年1月22日から施行する。

附 則 (平成24年11月9日医-1649)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。